

消費者契約法 4 1 条に基づく事前請求書

2022年12月21日

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目1番20号六本木電気ビル6階

ADW株式会社

代表取締役 石橋 一平 殿

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

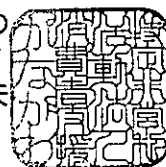
ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



前略

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

2022年3月9日付け「申入書」で指摘したとおり、貴社が運営するウェブサイト（KADODE <https://kado-de.jp/kanagawa/>）には、問題があると考えられる表示が認められます。

しかし、上記「申入書」に対する貴社からの回答はありませんでした。その後、当法人において貴社ウェブサイトを調査したところ、当法人が申し入れをしたウェブサイトの表示に変更はありませんでした。

当法人は、再度2022年7月15日付け「ご連絡」と題する文書において、再度の申し入れをしましたが、貴社からの連絡はなく、問題があると考えられる表示が存在します。

貴社が、問題があると考えられる表示を継続することは、消費者被害を断続的に生じさせるものと考えますので、当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、景品表示法30条1項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

草々

(訴えを提起する予定の裁判所)
横浜地方裁判所

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を求めます。
- 2 (対象となる表示)
 - (1) 表示媒体
「KADODE」のウェブサイト
(<https://kado-de.jp/kanagawa/>)
 - (2) 表示内容
「業界最安値」(表示①)
「お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度 97.5%」(表示②)

第2 紛争の要点

当法人は、下記のとおり、上記表示①は、景品表示法30条1項2号に該当し、上記表示②は、同条1項1号に該当すると考えます。

- 1 表示①
 - (1) 表示①は、いわゆるNo1表示といわれるものであり、このような表示は、同種の商品等の内容や取引条件に関して比較又は差別化に資するための明確な指標となるものであることから、一般消費者が商品などを選択するに際して、その選択に要する時間の短縮、商品などの内容や取引条件に係る情報収集コストの削減などの効果があり、一般的には消費者にとって有益な情報と位置付けられます。他方で、当該表示は数値指標であり、その客観性・正確性が特に要請されることから、それを欠く場合、一般消費者の適正な商品等の選択を阻害する恐れがあり、同表示については、内容の如何によっては優良・有利誤認表示に該当します。
 - (2) 公正取引委員会事務総局作成の「No1表示に関する実態調査報告書」によれば、No1表示が、景品表示法の不当表示に該当しないというためには、No1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、調査結果を正確かつ適正に引用していること、という2つの要件を充足する必要があります。
 - (3) 表示①には、「業界最安値」との表示の根拠となる調査結果の引用はなく、また調査が行われた形跡はありません。
 - (4) したがって、表示①は、客観的な調査に基づいた表示とはいえ、十分な客観的根拠なく貴社の受領する対価が最安値であるという誤認を消費者に与えるものであり、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法30条1項2号)に該当すると考えます。
- 2 表示②
 - (1) 表示②は、ほとんど全ての顧客が、貴社のサービスに満足していると認識させる表示です。
このような表示についても、消費者の誤認を防ぐため、表示の内容が客観的な調査に基づいていること、調査結果を正確かつ適正に引用していることが必要です。

- (2) 表示②には、「お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度 97.5%」との表示の根拠となる調査結果の引用はなく、また調査が行われた形跡はありません。
- (3) したがって、表示②は、客観的な調査に基づいた表示とはいえ、十分な客観的根拠なくほとんど全ての顧客が、貴社のサービスに満足しているという誤認を消費者に与えるものであり、「商品または役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るよりも著しく優良であると誤認される表示」（景品表示法30条1項1号）に該当すると考えます。

第3 結語

以上のとおりですので、適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、景品表示法30条1項の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求いたします。

以上